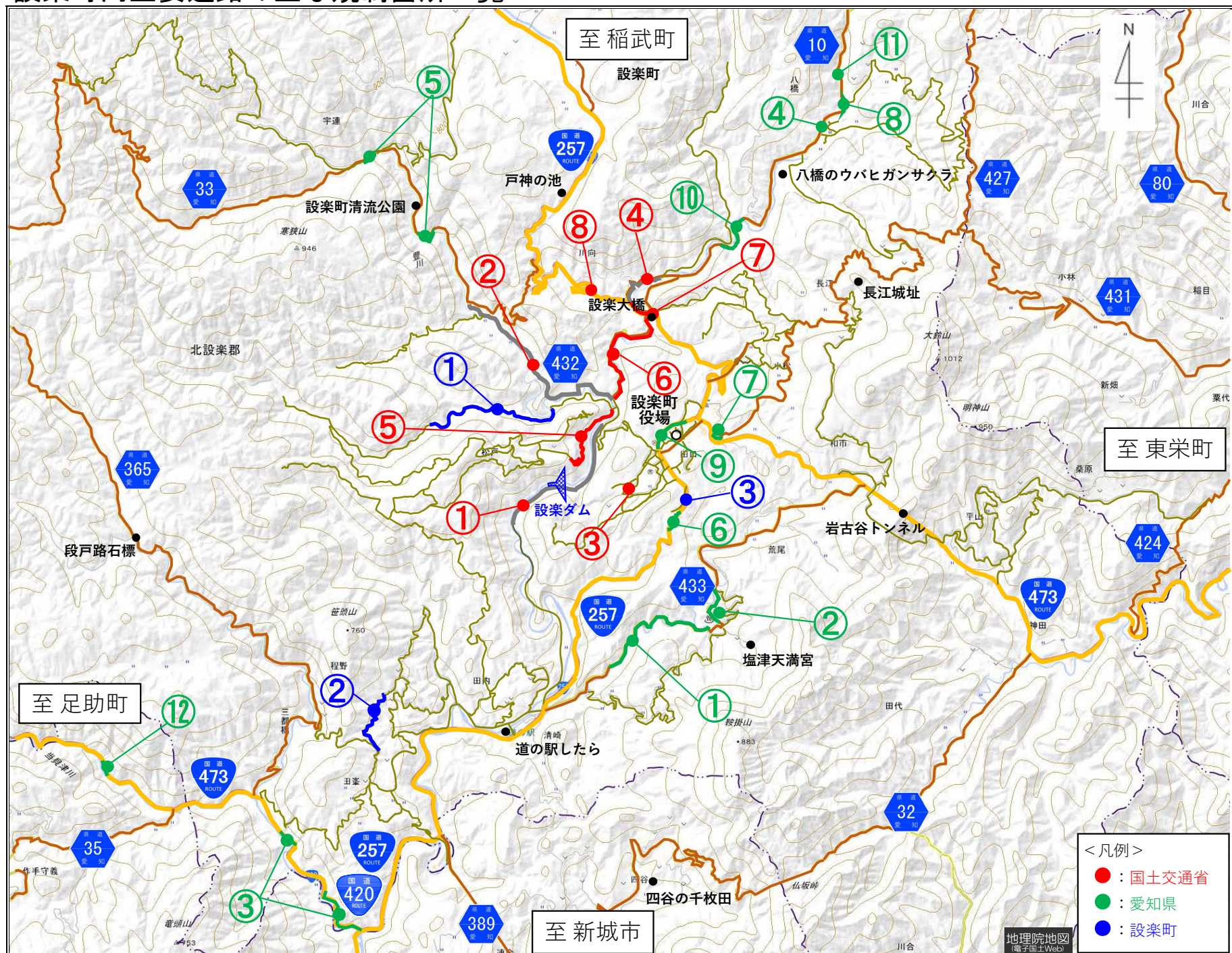


設楽町内主要道路の主な規制箇所一覧



発注者	図面 番号	路線名	箇所	規制種類	期間及び時間	掲載 状況	備考
国土交通省	①	町道143号(旧) 平野松戸線	設楽町 松戸地内	廃道	令和元年10月1日～ 終日	継続	迂回路あり、((国)257号、(県)33号瀬戸設楽線) ダム本体付近の工事に伴い廃道
	②	県道33号(旧) 瀬戸設楽線	設楽町 川向地内	廃道	令和3年4月1日～ 終日	継続	迂回路あり、((国)257号、川向大名倉線)
	③	町道41号 狐洞育苗線	設楽町 清崎地内	廃道	令和3年11月1日～ 終日	継続	迂回路なし、進入路施工に伴う廃道
	④	県道432号 小松田口線	設楽町 川向地内	廃道	令和7年4月1日～ 終日	継続	迂回路あり、((国)257号、(県)10号設楽根羽線)
	⑤	町道8号 田口松戸線	設楽町 松戸地内	一時通行止 (10分程度) 通行止 14:30～15:30	令和6年7月22日～令和8年8月28日 時間:9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日を除く)	継続	令和8年2月2日より迂回路供用開始 施工に伴う通行規制
	⑥	県道432号 小松田口線	設楽町 川向地内	通行抑制	令和7年7月28日～令和9年7月31日 (土曜日・日曜日・祝日を除く)	継続	迂回路あり、((国)257号)
	⑦	国道257号 県道10号 設楽根羽線	設楽町 川向地内	片側交互通行	令和7年11月25日～令和8年12月19日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日を除く)	継続	迂回路なし
	⑧	国道257号	設楽町 川向地内	片側交互通行	令和8年8月3日～令和8年9月2日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日を除く)	新規	迂回路なし
愛知県	①	県道433号 和市清崎線	設楽町 清崎地内	通行止	令和1年8月1日～令和9年3月31日 終日	継続	迂回路あり、(町道塩津小代清崎線)
	②	県道433号 和市清崎線	設楽町 清崎地内	通行止	令和4年4月1日～令和9年3月31日 終日	継続	迂回路あり、(町道上塩津線)
	③	国道420号	設楽町 三都橋	片側交互通行	令和7年10月17日～令和8年8月31日 時間:9:00～17:00 (日曜日・祝日、12月27日～1月4日、 5月2日～5月6日、8月13日～8月16日を除く)	継続	迂回路なし
	④	県道10号 設楽根羽線	設楽町 八橋地内	片側交互通行	令和7年9月29日～令和8年10月31日 時間:9:00～17:00(日曜日を除く)	継続	迂回路なし
	⑤	県道33号 瀬戸設楽線	設楽町 東納庫地内	片側交互通行	令和8年4月6日～令和8年9月2日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日を除く)	継続	迂回路なし、(工事2箇所)
	⑥	国道257号	設楽町 清崎地内	片側交互通行	令和8年4月6日～令和8年12月25日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日を除く)	継続	迂回路なし
	⑦	県道427号 坂宇場津具設楽線	設楽町 田口地内	車両通行止	令和8年5月7日～令和8年9月2日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日を除く)	継続	迂回路あり ((国)473号、(国)257号、(県)10号設楽根羽線)
	⑧	県道10号 設楽根羽線	設楽町 八橋地内	片側交互通行	令和8年5月11日～令和8年12月18日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日を除く)	継続	迂回路なし
	⑨	国道257号	設楽町 田口地内	片側交互通行	令和8年5月12日～令和8年9月30日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日を除く)	継続	迂回路なし
	⑩	県道10号 設楽根羽線	設楽町 小松地内	片側交互通行	令和8年5月18日～令和8年12月3日 時間:8:00～17:00(日曜日を除く)	継続	迂回路なし、(付替県道小松田口線)7号橋仮橋工事のため
	⑪	県道10号 設楽根羽線	設楽町 八橋地内	片側交互通行	令和8年6月22日～令和9年3月15日 時間:9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日を除く)	新規	迂回路なし
	⑫	国道420号	新城市 作手守義地内	片側交互通行	令和8年8月18日～令和9年3月31日 終日	新規	迂回路なし
設楽町	①	町道56号 樺尾裏谷線	設楽町 松戸地内	通行止	令和2年7月8日～ 終日 復旧未定	継続	迂回路なし、(災害による通行止)
	②	町道105号 田峯東区田内線	設楽町 田峯地内	通行止	令和5年8月21日～令和9年3月20日 終日	継続	迂回路あり、(町道田内折立線、町道清崎田峯線、町道田内梨 野線)擁壁工事の為

国土交通省 設楽ダム工事事務所 工事課 TEL. 0536-62-1293
(愛知県及び設楽町の工事についての問合せもまずは国土交通省でお受けします。)